

令和7年12月10日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

## 建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

(報告事項)

I 神奈川県県営上水道条例の一部改正について----- 1

# I 神奈川県県営上水道条例の一部改正について

## 1 改正の趣旨

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化した。

これは、宅内配管の復旧に対応する業者自身が被災したこともある、業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされている。

このことを踏まえ、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とし、宅内配管の復旧に対応する業者を確保すること目的に、国土交通省が水道事業体に条例改正の検討を求める旨の通知を発出したことを受け、所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者により水道法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行可能とするにあたり、所要の改正を行う。

## 3 今後の予定

令和8年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出

令和8年3月 施行